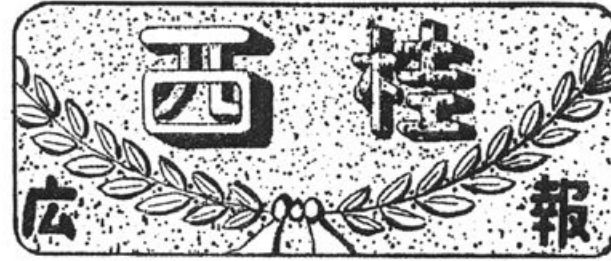


おもな記事

昭和42年度決算状況  
舗装道路となる町道準幹線  
台風26号被災地復旧  
完備された消防施設  
住民基本台帳法施行



発行所  
山梨県南都留郡  
西桂町役場  
印刷所  
都留市下谷  
佐野印刷所  
42.12.15. No.3

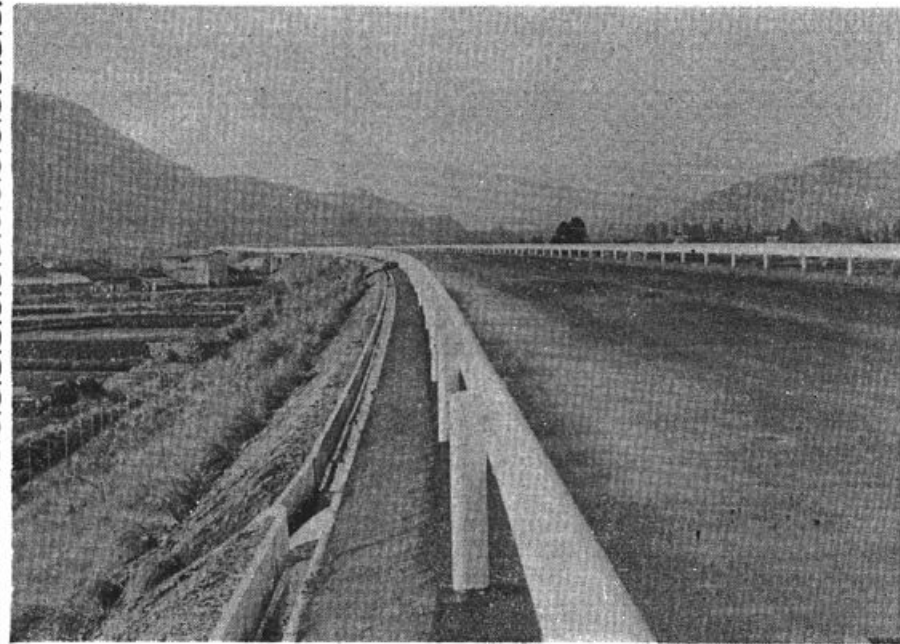
町長所感

あいさつに  
かえて

(町長)

待望の西桂中学校の改築の概要を御紹介して、あいさつに代えます。  
町議会、教育委員会関係と協議を述べ、優秀校の視察も行ない、基本的な構想がまとまってこのほど本設

岳麓開発の原動力  
中央自動車道



中央道感  
中 雑  
岳麓開発の命脈とも云うべき中央自動車道の建設工事、西桂地区は早くも時代のハイウェイとして美

しくも、たくましく、未来の発展をになう全容をあらわしました。  
産業、観光道路としての中央道は岳麓に新産業を起し、岳麓観光施設の充実と

相まってその西桂町にあたる価値は全くいちじるしいものがあります。  
全線完工の一日も早かれと願うものであります。  
(富士に向って走る中央道)

計を依頼する運びになり、来年度中には立派な校舎が、三ツ峠を背景に偉容を誇ることができると思えます。  
ひとえに関係者ならびに町民各位の御協力の賜と感謝しております。  
鉄筋コンクリート三階建の、ほぼ現坊の第一校舎の長さとなります。  
面積は一、七五五平方メートル  
校舎内部は、普通教室が七教室、音楽室、美術室が各一、ほか校長室、職員室、保健室、放送室、公使室、水洗便所等の管理関係となつていま、  
給食用のリフト、階段式

の特別室、危険防止用のペランダ等組込まれてあり、快適な授業が出来るよう苦心しました。  
予算は大まかに五千参百万円と識んでおりますが、町財政の範囲内で完成させるつもりです。詳細は又お知らせする機会もあると存じますが、各位のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

人口の動き

西桂町年令別性別人口  
42.11.1現在

	男	女	計
0~10	402	385	787
11~20	412	434	846
21~30	209	318	527
31~50	494	500	994
51~70	259	288	547
71~	63	100	163
合計	1,839	2,025	3,864

出生死亡による自然増加と、転出人による減が年間約五十人あり、町の人口はほぼ一定して若干の増加をしております。この人口を、年令別、性別に分類すると別表の様になります。出生児から二十才迄は男女の数は一致して、二十一才から三十才迄は圧倒的に男が少なく、成年男子が如何に多く転出するかが分ります。三十一才から五十才迄はバランスが取れて、五十才を越えると又、男が少なくなりますが、これは男より女の方が長命であることを示します。

# 昭和四十一年度 決算状況

町の財政事情をお知らせするため昭和四十一年度一般会計並びに昭和四十一年度国民健康保険特別会計の決算を御説明いたします。内容を充分検討され今後共一層の御理解と御協力をお願いいたします。

十月一日

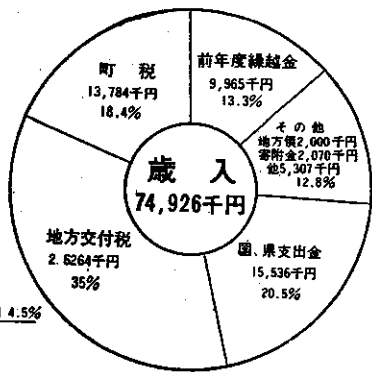
西桂町長 前田 正義

昭和四十一年度一般会計は歳入総額七四、九二六、〇二三元、歳出総額六二、七九二、〇八二元、歳入歳出差引残額一三、一一三、九四一元

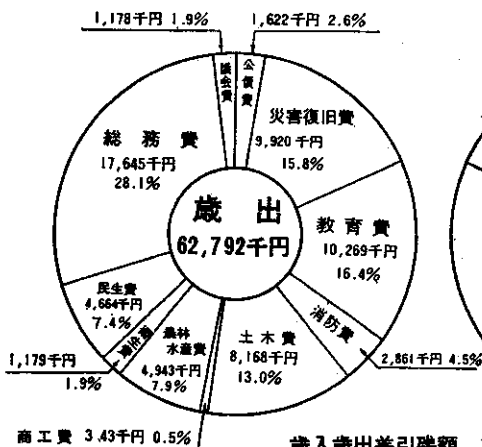
昭和四十一年度国民健康保険特別会計は歳入総額一四、九八八、五四三元、歳出総額一三、七八八、一三二元、歳入歳出差引残額一、二〇〇、四一一元で、内容につきましては次のとおりです。

## 一般会計歳入

町税の内容は別に説明されていますので参考にして下さい。地方交付税は普通特別交付税の外、臨時地方特別交付金を含めまして三十五%です。国県支出金は



## 昭和41年度一般会計決算額



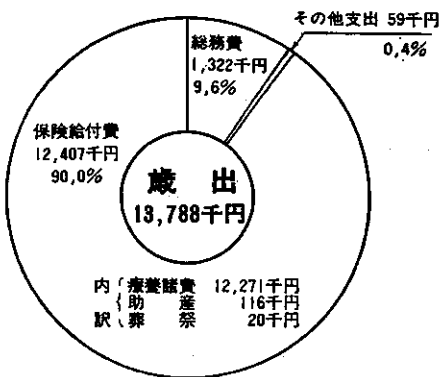
歳入歳出差引残額 12,134千円  
単年度収支残 2,169千円

歳入歳出の差引残額は、本年災害復旧事業のため、補助金交付がありましたので、大巾な増額となっております。その他は災害復旧事業に伴う地方債、一般、並びに事業指定寄附金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入を合計いたしました。

## 一般会計歳出

総務費は総務管理費、徴税費、戸籍住民登録費、選挙費、統計調査費、監査委員費の合計です。民生費は社会福祉総務費、国民年金費、保育所費他です。衛生費は特別会計先の繰出金、予防費他。農林水産費は農業委員会費、農地費(倉見農道改良工事費が含まれて

## 昭和41年度国民健康保険特別会計決算額

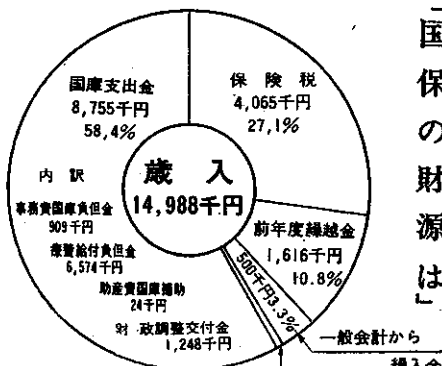


## 「保険税等の使い途は」

総務費の内訳

総務管理費(事務費)	1,003千円
徴税費(主として納組関係)	301
運営協議会費	9
広報普及費	9

歳入歳出差引残額 1,200千円  
(翌年度へ繰越)



## 国保会計

国保会計の決算は左記のとおりですが、繰越金が前

年度に比べ四十一万六千円減っております。これは四十二年一月から世帯員の七割給付が実施され、このため、四十一年度において予算見込額よりはるかに多くの医療費が増大したため、当初予算額より百万円以上も支出増となった結果であります。しかし百二十万円の繰越金が確保出来、国保運営には支障を来さないような内容の決算を計上することが出来ました。なを、一般会計から国保会計への繰入金金は前年度より二十万円増額され五十万円繰入れられました。これは世帯員の七割給付実施に伴ない医療費の増加による負担の増大を抑え少しでも保険税を軽くするために繰入れられたものです。

### 納税貯蓄組合だより

### 納税通知書

#### 組合員用

○組合を通じて納税された町税の額は  
 普通税 1,390万円の内 478万円  
 目的税(保険税) 417万円の内 381万円  
 計 1,807万円の内 859万円

#### ○納税通知書の配布(税額のおしらせ)

税目毎に定められた月(4月—固定資産税、軽自動車税・5月—保険税概算・6月—町民税9月—保険税確定)に納税通知書(課税標準、税額記載)が各組合長さんに一括配布され、その内「組合員用」の通知書を必ず各組合員に配布していただくことになっていきますから、良くごらんの上、ご不審の点がありましたら発行日後30日以内に税務課までお申し出下さい。

#### ○計画貯蓄で納期内売却

未だ若干の組合員の方が納期に遅れる場合があります。納期に遅れると下記の奨励金、補助金も少くなり、又延滞金の対象にもなって不利になります。ふだんの貯蓄が完納の基です。

#### ○奨励金、補助金は

納税奨励金—組合員が納期内に完納した場合 5%  
 組合事務費補助金—組合全部の年度内納税成績が  
 100%の場合 5%  
 90%以上の場合 3%  
 80%以上の場合 2%  
 (納期内に完納しないと損です。)

#### ○貯蓄は多めに

納期内完納のためにも、又御苦労いただいている組合長さんに手数を掛けさせず組合の運営がし易いよう、多めに貯蓄しましょう。各個人の貯金です。最低納税額の1ヶ月分以上の残額が常に有るようにしたいものです。

#### ○年度末になって納税が全部済みましたら、組合長さんから領収書をお受け取り下さい。貯蓄の残をお確めになり、新年度の計画を立てて下さい。

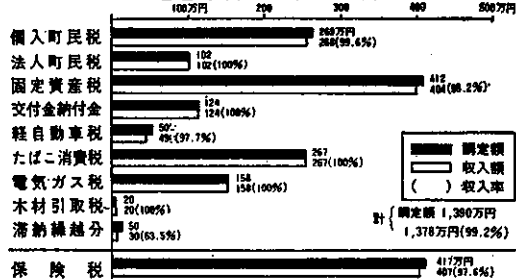
#### ○表彰

去る6月29日開催の組合長会議の席上、永年に渉り御協力いただいている組合及び組合長さんが、下記のとおり表彰になりました。

15年連続 〃 〃 〃 〃 〃	良組合 西倉納税貯蓄組合 平和 寿 三和 河原 小沼郵便局	15年連続 〃 10年 〃 5年 〃	勤続組合長 斉藤 貢殿(寿) 権守純之助殿(小沼局) 前田 延蔵殿(下善地第八) 濱辺 喜蔵殿(小沼上横道) 川村 俊夫殿(町職)
--------------------------------	---	-----------------------------------	--

○組合長さんは大変御苦労な仕事です。組合員の皆さんの一層の御協力をお願いします。

### 41年度町税収入状況



町内の自動車軽自動車バイクは1.2世帯に1台  
 となりました。

年度	普通	軽以下	年度	普通	軽以下
35	27	143	39	69	411
36	27	200	40	96	469
37	30	304	41	120	509
38	38	352	42	136	514

○お医者さんに診てもらった時は必ず「被保険者証」を持参して記入してもらいましょう。  
 ○被保険者の転入、転出、

日本人は世界でも無類の薬好きといわれます。注射でもうってもらうか、薬でももらわない事にはお医者さんにかかったような気がしない、というのが、ますますこの人の気持でしよう。薬や注射を患者が注文するようになるとはせず、必ずお医者さんの科学的診断に基づき医療を受けて下さいます。

## 皆さんの御協力で

納税成績九九・二%  
 各納税貯蓄組合、納税者の皆さんの御協力により四十一年度町税の納税も優秀な成績を納めることが出来、町の諸事業も順調に進めることが出来ました。四十二年度も殆んどの組合が納期内に完納されています。今後共町の財政の为一層の御協力をお願いいたします。

## 国 保

### 医療費と保険税

ここ近年医療費は急激に増大しております。これに伴ない国保財政は圧迫され、やむをえず毎年保険税の値上げを実施しどうにか収支を合わせて今日に至っております。  
 しかしながら今後とも過去のように医療費が著しく上昇し続けるならば、それに

応じて保険税を値上げしなければなりません。こういう心配は現実の問題としていつも国保にはつきまわっております。  
 そこで被保険者の皆さんにお願したいのは病気が早く見つけ、早く治すようにし、また医療費はムダづかいしないようにしてほしいという事です。

### 保険給付一らん

療養の給付 療養費の支給	療養費総額の7割
助産費	被保険者が出産した時1件 2,000円
葬祭費	被保険者が死亡した時1件 1,000円

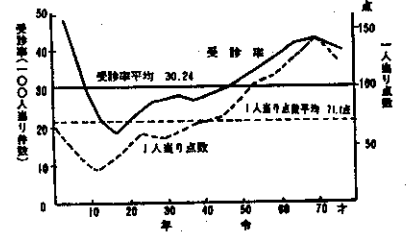
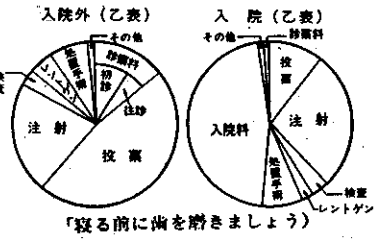
出生、死亡、社保との異動は必ず十四日以内に届出下さい。(住民異動届に含まれます。)  
 ○第三者の行為により事故(自動車事故)が発生した場合、世帯主又は世帯員は当該被保険者の氏名、その事実、第三者の氏名及び住所並びに被害の状況等を直ちに届出下さい。(規則第三十二条の二)  
 その他により発生した事故(第三者のない自動車事故)も届出下さい。

# 国保の分析

(全国平均)

(1) 年令階級別受診率及び一人当り点数  
 受診率は0才〜4才が最も高く、五才以上では次第に低下し、十五才〜十九才が最低となり、三十才以上は高年令になるにしたがって次第に高率となっている。また一人当り点数もほぼ同様な傾向を示しているが、乳幼児の一人当り点数は受診率ほど高くない。これは乳幼児の一件当り点数が低いため、一件当り点数は高年齢になるにしたがって高くなっている。

(2) 診療出容別点数一〇〇分率



## 最近の町議会から

九月定例町議会は、九月二十五日から三十日までの

## 知事視察に伴う話し合いの会が開催

十二月四日、県下各市町村の状況を視察中の知事が来町されました。当町に於いては町長以下議会議員、各種団体の代表者五十名が出席し、町長より八項目に亘る要望事項の趣旨説明を行ない、続いて各団体より十一項目の要望、質問が提起されました。終つて、知事より夫々の回答がありまして、盛会の中に会を閉会しました。

町長よりの要望事項  
 一、中学校々危険校舎の早急再建をはかりたい。

六日間開催されました。議決された議案は次のとおりです。

○昭和四十一年展西桂町歳入歳出決算 昭和四十一年展西桂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が提案された。この決算書の審議に当っては監査委員から監査結果の報告を求め、慎重審議の上承認されました。

決算書の内容については別に掲載してあります。  
 ○予算関係で補正予算第二号が提出され原案どおり可決された。

主な予算は次のとおり  
 総務費において一〇、〇〇〇千円、これは中学校老朽校舎改築基金積立金であります。

農林水産費において、二、四一〇千円追加内容は下暮地かんがい事業費、下暮地宮前舗装工事費であります。

土木費において町道本町上町線の舗装工事施工のため予算の補正が行なわれた。

その他民生費、教育費、公債費等で総額一五、九七〇、〇〇〇千円であります

つてお願いする。  
 二、必要性は認めるので建設の際は県費助成する。尚、工事面については、地下道の考えもあるので県町連絡の上施工方法を考えたい。

三、県道編入については、現在の基準に適合しないので困難である。道路復旧には積極的に協力する。

四、中央道用地買収経過については道義的責任を感じている。随つて町、県で連絡をとりつつ前向き姿勢を進みたい。

五、県又は国の土地改良事業として実施出来る様考慮する。

六、七 補助率の引上げは他の補助金との関連もある。早急に引上げは出来ない。ただし、市町村道並びに農道の新設、改良は長期計画に折り込み、予算を増額する等により解決して行く考えである。

八、森林砂防については、四十三年度に一本新設予定であり、逐次上流にえん堤を設置する計画である。

その他、学校関係、商工会対策、交通対策、恩賜林伐採計画、青少年、社会福祉対策等熱心な質問があり、それぞれ親味あふれる回答がありました。

例の一部改正について  
 ○西桂町教育委員会委員の任命についての同意議案については任命された本町永田喜雄氏に同意就任されました。

○その他西桂町長等の給与及び旅費条例の一部改正について他大件慎重審議の上町長提案どおり可決した。

九月二十五日午後一時三十分より三時まで、西桂町婦人会員約三十名学習を兼ねて議会傍聴がありました。

歳入予算  
 繰入金一一、五三二千円  
 他地方交付税県支出金、寄附金等であります。

○国民健康保険特別会計補正予算第一号が提出され原案どおり可決された。  
 内容は保険給付費で療養諸費二〇〇千円を繰越金により追加補正した。

○専決処分事項の報告二件があったがいづれも承認。  
 西桂町税条例の一部改正について  
 西桂町国民健康保険税

# 舗装道路となる 町道準幹線

## 土木建設

町の道路舗装工事も第一期計画であった幹線舗装が昭和四十一年度で完了したので、本年より第二期計画により準幹線の舗装工事が着手されました。

計画第一号として

○柿園地内

柿園上町線

延長一七七米 五月完工

○第二号

上町地内

小沼都町二号線

延長二〇〇米 七月完工

次いで十月に入って懸案であった本町銀行前から上町橋坂に通ずる延長六八〇米の本町上町線の工事が着手され今迄通勤、通学道路として利用度の高いこの道路も十一月二十五日に完工しました。

## 中学校危険校舎の 改築計画が始まる

昭和二十三年戦後、六・三・三制の校舎として建築された中学校々舎が耐力地点数からみて危険校舎の対象となり、昭和四十三年度には改築の予定で計画が進められています。

町では昭和四十一年九月定例町議会に「中学校危険校舎改築基金の設置管理及び処分に関する条例」が提出され原案可決、中学校校舎改築計画がスタートしました。

以前積立てられた西桂町体育館建設基金も中学校改築基金にかたがわりし、一途に中学校危険校舎の改築のために基金の積立をする事になりました。その後二年間積立を行ない、財政的見通しがついてまいりましたので、町議会協議会に発表されました。



舗装道路として生まれ変わった本町上町線

## 台風26の被災地 着々復旧

昨年九月二十五日の二十二号台風により広範囲に及び被害を受けましたが、早速復旧に着手いたしました。

個人災害が関係者の手でいち早く復旧、次いで公共土木施設、農業施設が緊急度合の高いものから順次復旧工事が完成されています。

しかし、被害が広範囲でありましたので、未だ完成をみない箇所も相当ありますが、四十二年度、四十三年度には復旧出来る見込みでありますから、今しばらく御心棒をお願いします。

○既に完成した主な被災箇所、公共土木施設町道俵石二号線、二ヶ所  
農業施設 下善地地内十二ヶ所

## 農業土木

○かんがい用

揚水ポンプ設置

かんぱつ対策事業として下善地入田地区に揚水ポンプが設置されました。

町では地元からの陳情により工費約百五十万円にて二十馬力揚水ポンプ一基、送水管延長五五〇米の設備をもつ施設を七月上旬完成いたしました。

○農道改良工事

昨年に引続いて倉見地区

○現在復旧中の被災ヶ所

公共土木施設 下善地々内

俵橋一ヶ所

農業施設 下善地々内六ヶ所

近く着工する被災ヶ所

公共土木施設 下善地々内

宮前橋一ヶ所



(こんどは大丈夫とはかり俵石2号線)

養和田線改修工事が当初予算に組込まれていました。国庫補助金の決定をまつて着工される予定です。下善地地内宮前線農道舗装工事が九月定例議会で可決あれ、県補助工事として着工されています。改修される道路は、郷田醇さん裏より、郷田泰正さんの前を折れ、永田光明さんの横に通ずる延長一八〇米です。

## 国保ハイライト

(1)このたび厚生省は、薬価基準を全面的に改正し、十月一日から実施しました。  
この結果薬価は平均一〇・二%引下げられました。

(2)厚生省は、先月十七日に「七、七%の医療費引上げを十二月一日から実施する」旨告示しました。  
(3)厚生省は、来年度予算の概算要求額をまとめ、大蔵省に提出しました。  
国保のおもな要求額は

- (1)事務費負担金は一人当り、単価三〇〇円を、三四七円要求
- (2)回助産費補助金は、二千元を三千元要求
- (3)新規事業として葬祭費の二千元(補助)

## 青色申告の おすすめ

○白色申告に較べすつと有利です。

○簡易な記帳で始められます。

## ○納税相談日

毎月5の日は大月税務署の「納税相談日」です。お気軽に御利用下さい。

(吉田地区は毎月25日に吉田商工会議所で税務署職員が御相談に応じます。)

川えごみをすてることは  
やめましょう

### 交通事故「ゼロ」を目指して

**西桂町の交通安全対策**  
 西桂町の自動車保有台数は別表のとおりで、教年来急速に増加してバイクから大型車迄の総数は六五〇台となり、全世帯の八割が何れかの自動車を保有している現状です。

交通事故も車の増加に伴い上昇しているの、町に於いても、交通安全対策本部を設置して、常時、交通戦争の下に於ける諸問題に対処していきます。

**年金の窓**

皆さんの御協力で  
 社会保険庁長官の感謝状  
 を受けました。  
 (県下で三町村)

### 西桂町に於ける最近の国民年金状況

42年度 目標額 3,857,000円  
 実績額 3,908,928円  
 超過率 99%

拠出年金	実被保険者数			除被保険者数			不在者数	検認対象月数	検認実施月数	前納月数	検認率
	強制	任意	合計	法定	申免	計					
42年7月末現在	1,295	1,061	1,401	29	1	29	34	3,928	3,908	48	100.7%
42年10月末現在	1,293	1,071	1,400	28	27	55	34	7,823	7,248	48	99.6%

わが国の国民年金制度も、ここ二・三年にすばらしい向上をみせ、夫婦一万年年金等、制度改正に伴い国際水準なみと云われる様になりました。当町に於ける国民年年納付状況につき

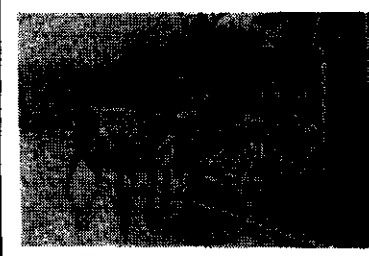
拠出年金 10月末 母子年金受給者 6人  
 遺児年金受給者 2人

**福祉年金**

老令受給者	福祉年金受給者			障害福祉年金受給者			母子福祉年金受給者			受給者合計
	全部支給	一部支給停止	全部支給停止	全部支給	一部支給停止	全部支給停止	全部支給	一部支給停止	全部支給停止	
42年7月末	95	55	8	8	1	1	11	1	1	172
42年10月末	98	54	11	8	1	1	11	1	1	183

### <老後の幸せは国民年金から>

ましても、一年ごとによりよい成績を納める様になり昨年度開かれた、第五回山



(横断歩道は手を挙げて)

秋の交通安全運動に当たって、毎日交代制で自治会から部落の隣組長十名、又交通協会に要請して毎日、五名の役員を出動、合計十五名で歩行者の交通指導に当りました。期間終了後、関係者全員で今後の対策を協議して要望事項として全世帯へ配布しました。

特に交通事故は「注意する事により防止出来る」と云う事に全員の意見が一致しています。

尚一層注意して、被害者にも加害者にもならぬ様にしましょう。

### 消防だより

消防ポンプ自動車購入  
 本年、消防ポンプ自動車を二、一九八千円で購入し設置しました。現在保有台数は、ポンプ自動車二台、小型動力ポンプ五台となり、消防機動力は充実しました。

### 火災予防は住民の協力で

これから火災多発のシーズンとなって来ました。「さあ、ねよう、アツ、そのまえに、火の点けん。」特に左のことに注意して下さい。

- ①プロパンガスボンベの適正な置き場所と、置き方の確認。
- ②就寝前の火の元点けん。
- ③たばこの投げすてと、寝たはこの防止。



(火事が起きては一大事、訓練はげむ消防団員)

梨県国民年金大会に於いて受賞した。山梨県知事表彰にひき続き、本年度大会には、社会保険庁長官の感謝状を受けることが出来ました。これも皆、各被保険者の深い御理解と年金納付に御協力して下さっている納付組織の方々の熱心なる御協力の結果です。今後皆さんの老後の幸せの為に、いっそう御協力下さる様お願いいたします。

### 保健衛生だより

犬の放し飼いはやめましょう  
 最近、犬の放し飼いが多くなって居ります。犬の放し飼いが多いため、色々と被害が発生し、住民は大変めいわくをしております。耕作した田、畑などが犬に荒らされ、農家の皆さんは大変困っております。

山梨県飼育条例によりますと、人畜や、公共の建物に危害を加えたり、他人の土地を荒らさないよう、飼育者は管理することになっておりますので、他人にめいわくをかけるような必ずつないで飼って下さい。

妊婦の届出は早目に  
 妊婦の中には妊娠十ヶ月になっても、まだ届出をしない人や、健康相談を受けない方が見受けられます。この人達は助産婦、及び医師の診察を受けずにお産になつてしまふ人で、妊娠中の体はおかあさん一人の体ではありません。

最近特に、高血圧症者が多くこの為、異状分娩も多くなつて来ています。この様な病気を早く見つけて治療し、母体を守り、立派な赤ちゃんを生んで、明るく家庭を築くため、妊娠と気づいたらまず第一に、医師及び助産婦の診察を必ず受けましょう。

妊婦の健康診断は、役場において隔月に一度、助産婦及び保健婦にて妊婦検診を行なつておりますので、気軽な検診を受けましょう。

**母子健康手帳の活用**  
 妊娠届を提出すれば、母子健康手帳が交付されます。手帳は赤ちゃんの健康を管理する為に必要です。予防接種をしたり、健康相談をしたり、保健に関した事はすべて記入されます。六ヶ年間保存して下さい。

# 実施されている 社会福祉事業

## ◎世帯更生資金制度

世帯の経済的自立・生活意欲の助長と促進をはかり安定した生活を営ませしめることを目的としています。

- 一、生業資金
  - 一、身体障害者生業資金
  - 一、住宅資金
  - 一、医療資金
  - 一、その他
- 内容、申込みは民生委員に相談して下さい。

十二月一日より

## 歳末助け合い 運動実施

皆様の暖かいご協力によりまして、共同募金は一〇三%になりました。心より感謝申し上げます。

## 子どもクラブ

### 指導員

子どもクラブの活動は、育成会を中心に、ほとんどが夏休みに集中して、活動内容も子どもの自主性が失われがちでありました。児童福祉の推進として、子どもクラブが発足するために必要である指導員を委嘱しました。

倉見 川村敏文 川村吉則

川村 誠 川村利子

渡辺照子

渡辺英明 前田芳三

勝俣和広高尾由利子

渡辺夏子

本町 菅谷勝人 渡辺源吾

高尾 智 古屋昭子

岩田たま子

上町 宮下信次郎武藤信夫

滝口治男 希代親信

小林一夫 斉藤正代

滝口初代

下喜地前田志信前田融一郎

郷田孝治郷田千恵子

郷田和子

指導者会議

# 中小企業年末融資を 御利用下さい

- 一、西桂町小口融資
    - (1)貸付金額 一人 拾万円以内
    - (2)貸付期間 二月据置 十月返済
    - (3)貸付利率 二銭五厘
    - (4)保証人 五万円に付一人
    - (5)申込期日 毎月十五日迄
    - (6)申込場所 西桂町商工会
  - 二、国民金融公庫
    - (1)貸付対象 事業資金
    - (2)貸付限度額 三百万円以内
    - (3)利率 月利 七厘
    - (4)貸付期間 五年以内
    - (5)返済方法 月賦償還
    - (6)保証人 一人以上
- 三、その他  
年末越冬資金、国金県費預託資金等のご相談は商工会へ。

## 「おしらせ」

### 役場電話番号が変ります

来年一月十一日午後二時より役場電話番号が左記のとおり変更になります。

小沼局 二二二二(代)



施設の方々の幸いを願つて落穂拾いの子供クラブ

子どもクラブを育成するためには、その育成する団体のおとなの組織(育成会)が必要とされています。この育成会のあり方によって、その効果が決るといわれております。

## 善意の話題

手引書購入の資金にと寄附金

下喜地前議会議長の権守四郎氏は母子相談員であった故妻いさ美さんの葬儀を生活改善実践の家として行ない、この程一金拾万円を手引書購入資金にあてて下さいと、町に寄附されました。町ではこの金額と併せて、近く手引書購入の購入を行なう予定であります。



あなたは町内の店から買いますよ

あなたが、町内の店から買う「たばこ」一本について、五四銭九五、二十本入一箱で十円九九銭のたばこ消費税が専売公社から納められます。年間見込三百四十万円近くの大きな町の財源です。

## 大型ダブルライトを寄附

上町 柴田栄次さん  
消防団で使用して下さいと大型ダブルライト六ヶを寄附されました。

柴田さんは前にも、小学校新入児童を、むざんな交通事故から守ろうと、黄色いランドセルカバー八〇ヶを寄附し、重なる善意に関係者から感謝されています。

## 農業基本調査実施

昭和四十三年、県農業基本調査が、二月一日を期して行なわれす。

この調査は、県の農業の実態を明らかにするとともに、農業施策に必要な基礎資料を整備することが目的です。二月一日から十五日までの間調査員が、農家各戸を訪問、調査事項につきお尋ねいたしますのでよろしく御協下下さい。

## 苦情をなくし 明るい生活

行政相談所は常時開設されています。  
小沼一九二三番地  
小山清二氏宅

人権の相談は法務局、又は人権ようご委員へ

人権ようご委員  
小沼一四三三番地  
渡辺 隆芳氏

### 住民基本台帳の主な届出に必要とする書類一覧表

(住民異動届)

届出人の種別 届出の別	① 町の国民健康保険に加入している人 (しよととする人)					② 国保以外の社会保険等(健康保険等)に加入している人 (いない人)					③ 国民年金(厚生年金等)に加入している人 (いない人)										
	転出証明書	国保保険証	年金手帳	老令年金手帳	母子手帳	印鑑料	手数料	転出証明書	国保保険証	年金手帳	老令年金手帳	母子手帳	印鑑料	手数料	転出証明書	年金手帳	老令年金手帳	母子手帳	印鑑料	手数料	
	▽	▽	○	70才以上	○	○	○	○	○	○	70才以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住所に関する届	転入届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	転出届																				
	(町内移動)転居届				70才以上						70才以上										
	(世帯主、世帯)変更届				70才以上						70才以上										
	出生届																				
	死亡届				70才以上						70才以上										
国保資格届	取得届	▽																			
	喪失届		○																		
	変更届		○																		
	保険証再交付																				
年金資格届	取得届																				
	喪失届																				
	老令年金資格取得届				配偶者																
	選挙人名簿届																				

西 柱 町 役 場

- 注 1. 届出は事由発生の日から14日以内です。  
 2. 世帯全員移動する場合は①②③と必要な時があります。  
 3. ▽印は転入又は加入先の世帯に保険証がある場合に持参。  
 4. 不明な点は役場窓口へ御相談下さい。  
 5. 婚姻届はこの他に戸籍抄本が必要になります。

## 住民基本台帳法施行

住民異動に関する届はすべて一つの届です。届出は十四日以内。

今までは転入・転出・出生・死亡等異動のあった時は住民票、国保、年金、配給、選挙と各係へ届けて各係はばらばらに処理されていましたが、昭四二、一一、一〇「住民基本台帳法」の施行によりこれらの届はすべて一括して住民係へ一つの届を出せば済むようになります。

昭四三年度中に、従来の住民票、国保、年金、配給選挙の資格等を一括記載した住民基本台帳を作成し、これらの記録の基礎を統一整備して、皆さんの利便を計り、窓口は一所で用の足りるようにし、併せて基礎を一本化することにより脱

落等を無くし事務の正確化を期することになっていきます。  
 台帳が出来上りますと住民、国保、年金、配給は勿論、選挙、住民税、予防接種、学令簿等すべて住民基本台帳が基本となりますので、異動のあった時は必ず十四日以内に「住民異動届」を出して下さい。  
 又せっかく届が一つにまとまりましたので届に必要な書類等「別表」により忘れずに御持参の上、一回で

用の足りるようにして下さい。  
 (一つ忘れると届が全部出ません)  
 尚、まとめられた届の種類は次のとおりです。  
 転入・転出・転居(町内)・変更(世帯主、世帯)・出生・死亡・国保、年金の資格取得喪失・変更・保険証、年金手帳の再交付・選挙人名簿登録届出・配給販売店変更

切り取って見やすい場所へ貼って置いて下さい。